

# 次の特別教育は 無効のおそれがあるもの

## 1 特別教育実施者

### 安全塾

所在地 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-11

電話 0827-53-3259

- 2 安全塾が発行した別紙1の特別教育に係る「特別教育修了証」は安全衛生特別教育規程等で定める教育時間を満たしていないおそれがあります。
- 3 別紙1で示す特別教育に係る「特別教育修了証」により特別教育を実施しているとして、労働者を業務に従事させている事業者は、今後当該業務に従事させるにあたっては、事業者において労働者が安全衛生特別教育規定等で定める教育時間数が不足していないかを確認の上、不足している場合は、労働安全衛生法違反となりますので特別教育規程に定められた特別教育（別紙2を参照）を実施していただいた後に当該業務に従事させるよう併せて適切な管理をお願いいたします。
- 3 事業者が実施すべき特別教育を外部の者に委託する場合は、事業者は、その教育が労働安全衛生法に定められた教育科目、教育範囲、教育時間どおりに実施されたかについて確認する必要があります。

問い合わせ先

山口労働局 健康安全課

電話 083-995-0373

担当 安全専門官 犬山

## 無効のおそれがあるもの

特別教育	実施					
	年	月日	月日	月日	月日	月日
安全衛生特別教育規程(第1条) 研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	平成31年 令和元年	2月20日	5月7日			
	令和2年	2月21日				
	令和3年	3月25日				
安全衛生特別教育規程(第6条) 電気取扱業務に係る特別教育(低圧の電気)	平成31年	2月18日				
安全衛生特別教育規程(第14条) 巻上げ機の運転の業務に係る特別教育	平成31年	2月25日				
	令和2年	2月25日				
	令和3年	5月25日				
安全衛生特別教育規程(第23条) ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育	平成31年	2月19日				
安全衛生特別教育規程(第24条) 墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育	平成31年	2月5日	2月15日	3月14日	3月20日	4月26日
	平成31年 令和元年	4月27日	5月8日	5月11日	5月15日	5月19日
	令和元年	5月20日	7月11日	9月28日	11月9日	
	令和2年	2月3日	2月12日	2月13日	2月18日	2月19日
		10月19日				
	令和3年	2月24日	12月11日			
	令和4年	1月8日	1月10日	1月24日	1月25日	2月1日
		3月1日	8月31日			
クレーン取扱い業務等特別教育規程	令和元年	5月9日				
酸素欠乏危険作業特別教育規程	平成31年	2月6日				
	令和2年	2月5日				
	令和4年	1月8日	2月17日			
粉じん作業特別教育規程	平成31年 令和元年	2月12日	7月10日			
	令和2年	2月7日				
石綿使用建築物等解体等作業特別教育規程	平成31年	2月12日				
	令和2年	2月14日				
	令和3年	3月25日	3月26日	10月30日		

(研削といしを取替え等の業務に係る特別教育)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第三十六条第一号に掲げる業務のうち機械研削用といしを取替え又は取替え時の試運転の業務に係る労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第五十九条第三項の特別の教育(以下「特別教育」という。)は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行なうものとする。

3 第一項の実技教育は、機械研削用といしを取付け方法及び試運転の方法について、三時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
機械研削用研削盤、 機械研削用といし、取 付け具等に関する知識	機械研削用研削盤の種類及び構造 並びにその取扱い方法 機械研削用 といしの種類、構成、表示及び安全度 並びにその取扱い方法 取付け具 覆 (おお)い 保護具 研削液	四時間
機械研削用といしを取 付け方法及び試運転 の方法に関する知識	機械研削用研削盤と機械研削用とい しとの適合確認 機械研削用といし の外観検査及び打音検査 取付け具 の締付け方法及び締付け力 バランス の取り方試運転の方法	二時間
関係法令	法、労働安全衛生法施行令(昭和四 十七年政令第三百十八号。以下 「令」という。)及び安衛則中の関係条 項	一時間

(電気取扱業務に係る特別教育)

第六条 安衛則第三十六条第四号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行なうものとする。

3 第一項の実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、七時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については、一時間以上)行なうものとする。

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁 低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	一時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	二時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	一時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

(巻上げ機の運転の業務に係る特別教育)

第十四条 安衛則第三十六条第十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
巻上げ機に関する知識	巻上げ機(安衛則第三十六条第十一号の機械をいう。以下同じ。)の原動機、ブレーキ、クラッチ、巻胴、逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材、安全装置、各種計器及び巻上用ワイヤロープの構造及び取扱いの方法 巻上げ機の据付方法	三時間
巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
巻上げ機の運転	荷の巻上げ及び巻卸し	三時間
荷掛け及び合図	荷の種類に応じた荷掛け手、小旗等を用いて行う合図	一時間

(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育)

第二十三条 安衛則第三十六条第四十号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業(安衛則第三十六条第四十号に規定するロープ高所作業をいう。以下同じ。)の方法	一時間
メインロープ等に関する知識	メインロープ等(安衛則第五百三十九条の三第一項に規定するメインロープ等をいう。以下同じ。)の種類、構造、強度及び取扱い方法 メインロープ等の点検及び整備の方法	一時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用法並びに保守点検の方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	二時間
メインロープ等の点検	メインロープ等の点検及び整備の方法	一時間

( 墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育 )

第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	一時間
墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。)に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	二時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間

3 第一項の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のラン	一・五時間

	ヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
--	---	--

(クレーンの運転の業務に係る特別の教育)

第一条 クレーン等安全規則(以下「クレーン則」という。)第二十一条第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 作動装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法	三時間
原動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識 電動機 開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性	三時間
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 荷重 ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
クレーンの運転	重量の確認 荷のつり上げ 定められた経路による運搬 荷の卸し	三時間
クレーンの運転のための合図	合図の方法	一時間

(第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育)

第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
酸素欠乏等の発生の原因	酸素欠乏等の発生の原因 酸素欠乏等の発生しやすい場所	一時間
酸素欠乏症等の症状	酸素欠乏等による危険性 酸素欠乏症等の主な症状	一時間
空気呼吸器等の使用の方法	空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は換気装置の使用方法及び保守点検の方法	一時間
事故の場合の退避及び救急そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及び保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用の方法	一時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項 酸素欠乏症等を防止するため当該業務について必要な事項	一時間 三十分

(粉じん作業に係る特別教育)

粉じん障害防止規則第二十二條第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	粉じんの発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	一時間
作業場の管理	粉じんの発散防止対策に係る設備及び換気のための設備の保守点検の方法 作業環境の点検の方法 清掃の方法	一時間
呼吸用保護具の使用の方法	呼吸用保護具の種類、性能、使用方法及び管理	三十分
粉じんに係る疾病及び健康管理	粉じんの有害性 粉じんによる疾病の病理及び症状 健康管理の方法	一時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び粉じん障害防止規則並びにじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)及びじん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)中の関係条項	一時間

(石綿使用建築物等解体等業務特別教育)

石綿障害予防規則第二十七条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響	〇・五時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	一時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	一時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	一時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	一時間